

## 新型コロナウイルス感染防止に伴う 窓口受付の縮小について

新型コロナウイルス感染防止の取り組みとして建設業許可に係る変更届の郵送受付の拡大や更新申請の郵送受付を実施することに伴い、窓口受付を下記のとおり縮小することとしますので、お知らせします。

### 1. 窓口受付縮小内容

- ① 令和2年5月25日（月）から受付時間を下記のとおり縮小します。

**窓口受付時間 9：00～12：00**

2番窓口は閉鎖し、1番窓口のみの対応となります。

- ② 新規申請の予約を休止します。

### 2. 窓口にて扱う建設業許可の申請及び届出

- (1) 新規申請、許可換え新規申請、般特新規申請、業種追加申請
- (2) 業種追加、般特新規の申請を伴う経營業務管理責任者・専任技術者・令3条の使用人の変更届等
- (3) 経營業務管理責任者・専任技術者・令3条の使用人に係る変更で、以下にあてはまるもの
  - ① 在職確認について、健康保険証に事業所名がない場合で1（1）①に掲げた確認資料により確認できず、工事日報等による在職確認が必要な場合
  - ② 経営経験または技術要件について、建設業許可期間によって証明することができず、請求書等により確認が必要な場合
  - ③ 手引き記載の書類では許可要件の確認が困難な場合
- (4) 業種追加、般特新規及び（3）に当てはまる経管・専技等の変更を伴う更新申請

### 3. 郵送にて受付を行うもの

- ・決算報告、商号や役員変更など許可要件に関わらない変更

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetu\\_infoh23\\_01.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetu_infoh23_01.html)

- ・経管・専技等許可要件に関わる変更（2で示したものの以外のもの）

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/yuusoukakuju.html>

- ・更新申請（2で示したものの以外のもの）

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/yuusoukoushin.html>

#### ■お問い合わせ先■

東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当

03-5321-1111（代表） 内線番号：30-661